

○文部科学省告示第四十七号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年三月七日

文部科学大臣 馳 浩

赤いひだ襟をつけた少女	草原で花を摘む少女たち	手紙	かぎ針編みをする少女		うちわを持つ女	指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称
同右	同右	同右	同右		平成二十八年三月 七日	指定をした日
同右	同右	同右	同右		平成二十八年三月 十日から同年六月 十日まで	指定の有効期間
同右	同右	同右	同右	少将井町二百三十九	株式会社毎日放送 事業局長 新開 恒平 大阪府大阪市北区茶屋町十七ー一 京都市美術館 館長 潮江 宏三 京都府京都市左京区岡崎円勝寺町百 二十四 株式会社京都新聞社 代表取締役社長 黒田 清喜 京都府京都市中京区烏丸通夷川北入	指定美術品等を公開しようとする者 の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名
同右	同右	同右	同右		京都市美術館 京都府京都市左京区岡崎円勝寺町百二十四 平成二十八年三月十九日から同年六月五日 まで	指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間